

入 札 説 明 書 （電子入札対象案件）

東北農政局の令和８年度十三湖農地防災事業芦野頭首工電気設備整備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

本工事は、競争参加資格の申請時点で配置予定技術者の登録及び評価を行わない試行工事（以下「企業実績重視型」という。）です。

- 1 公 告 日 令和８年６月３０日
- 2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官
東北農政局津軽土地改良建設事務所長 伊藤 光弘
- 3 担当部局 東北農政局津軽土地改良建設事務所工事第二課工事第１係
〒036-0357 青森県黒石市迫子野木３-145-1
電話 0172-40-4360（内線 301）

4 工事内容等

- (1) 工 事 名 令和８年度十三湖農地防災事業
芦野頭首工電気設備整備工事
- (2) 工事場所 青森県つがる市稲垣町繁田袋井 106-1 ほか
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書等のとおり
- (4) 工 期 令和８年１２月１８日まで
- (5) 本工事は、提出された技術資料に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））の適用工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出及び受領に係る確認並びに入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願「別記様式８」を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。
- (9) 本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む。）について合意するものとする。本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。
- なお、本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。
（農林水産省ホームページ：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/soukakeiyaku.html> 参照）
- (10) 本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積

算基準と乖離があった場合において、1日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。

- (11) 本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）」及び「現場管理費のうち労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）」（以下「営繕費等実績変更対象経費」という。）については、工事实施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、営繕費等実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- (12) 本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費（建設機械の運搬費）及び準備費（伐開・除根・除草費）」（以下「運搬費等実績変更対象経費」という。）については、工事实施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、運搬費等実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- (13) 本工事は、建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- (14) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
- (15) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
- (16) 本工事は、工期の前に建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は、特別仕様書に示すとおりである。
- (17) 本工事は、工期の前に建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は、特別仕様書に示すとおりである。
- (18) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (19) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- (20) 本工事は、契約手続に係る書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

5 競争参加資格

- (1) 次に掲げる条件を満たしている者であること。
 - ア 予決令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 東北農政局における令和7・8年度一般競争参加資格のうち「鋼構造物工事又は電気工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再認定を受けていること。
 - エ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、ウの再認定を受けた者を除く。
 - オ 次に掲げる施工実績を有すること。

(ア) 平成 23 年 4 月 1 日以降に、元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が同種工事の施工実績を有すること。共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20%以上のものについて認める。

なお、「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。また、据付も同様である。

(イ) 「同種工事」とは、「鋼構造物工事又は電気工事」とする。施設規模については問わない。

(ウ) 当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が 65 点未満のものを除く。

カ 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。専任は要しない。

なお、本工事は余裕期間を設定しており、特別仕様書に示す余裕期間内で着手までの間は、技術者等（現場代理人を含む）の配置は必要なく、着手日までに配置できること。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者であること。

なお、建設業法に示す実務経験とは「鋼構造物工事又は電気工事」とする。

(イ) オに掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあつては、一人の主任技術者がオに掲げる同種工事の施工経験を有すること。

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。

(ウ) 主任技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、「恒常的な雇用関係」とは入札の締切日以前に 3 か月以上の雇用関係があることをいう。

キ 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成 15 年 9 月 1 日付け 15 北総 528 号（経）東北農政局長通知。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

ク 当該工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ケ 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

コ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

サ 次に掲げる届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

シ 工事完成引渡し後においても設備・製品の保守管理（通常時及び緊急時）の対応が速やかにできる体制が会社組織（協力会社を含む。）として整備されていること。

6 設計業務等の受注者等

(1) 5 (1) クの「当該工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

なし

- (2) 5 (1) クの「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、ア又はイに該当するものである。

ア 当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

7 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札に関する事項

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、東北農政局競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

ア 子会社等（会社法（平成 18 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

ア 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア） 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

（イ） 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

（ウ） 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 509 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

（エ） 組合の理事

（オ） その他業務を執行する者であつて、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

イ (1)又は(2)と同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価基準

評価項目は次に示す事項とし、評価項目の詳細及び評価基準は**別紙－1**のとおりである。

ア 企業評価

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を30点とする。

イ 「標準点」は、5の競争参加資格に掲げる条件を満たしている者に100点を与える。

ウ 「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、(1)アの評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

エ 「加算点」の算出方法は、(1)アについて評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点30点を評価点の最高点(満点)32.0点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

(加算点＝評価点数の合計値×(加算点の最高点30.0点)／評価点の最高点(満点)32.0点)

オ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)は、入札参加者の「標準点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値((標準点＋加算点)／入札価格。以下「評価値」という。)により行う。

9 申請書及び確認資料の提出

(1) 本競争の参加希望者は、5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間 別表1①に示す日時。ただし、配置予定技術者に関する技術者資料については、20(1)ウのとおり別途連絡する。

イ 提出方法 申請書及び確認資料の提出は、電子入札システムにより行うこと。ただし、配置予定技術者に関する技術者資料については、20(1)ウのとおりとする。

発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、ウの提出場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着)するものとする。

ウ 提出場所 3に同じ。

(2) 申請書は、**別記様式1－1**により作成すること。

(3) 確認資料は、次に従い作成すること。

5(1)オの同種工事の施工実績及び5(1)カの配置予定技術者の施工経験の確認を行うに当たっては、我が国における同種工事の施工実績をもって行う。

なお、アの同種工事の施工実績及びイの配置予定技術者の同種工事の施工経験については、平成23年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。

ア 施工実績

(ア) 5(1)オに掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績(1件でよい)を**別記様式2**に記載すること。

(イ) (ア)の同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び工事内容が確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム」(以下「CORINS」という。)に登録されてい

る場合で、工事内容まで確認できる場合は、その写しを添付することにより、契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を提出する必要はない。

イ 配置予定技術者

配置予定の技術者に関する資料については、開札後に提出を求めるものとし、申請時点での提出の必要はない。

資料の作成及び提出については、20 によるものとする。

ウ 資本関係又は人的関係に関する申告

5（1）ケの同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、7に掲げる資本関係又は人的関係にある者に関する情報について、**別記様式 4**に記載し申告すること。

なお、**別記様式 4**により申告した関係者が本工事の入札に参加した場合には、当該工事への参加資格をなしとし、入札書を無効とする。

また、このことに係る異議申立ては、一切受け付けない。

(4) 企業評価に係る確認資料は、**別紙－ 1**により作成するものとし、**別記様式 5**に記載のうえ、申請書と合わせて提出すること。

(5) 5（1）シの保守管理体制に係る確認資料は、**別記様式 12**に記載のうえ、**別記様式 1－ 1**と合わせて提出すること。

(6) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は、特別な理由がない限り認めない。

オ 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先は、3に同じ。

カ 電子入札システムにより申請書及び確認資料を提出する場合は、次による。

(ア) 申請書及び確認資料は、次表のいずれかのファイル形式にて作成することとし、ファイルの総容量を10MB以内とすること。ただし、**別記様式 5**は、ファイル形式「Microsoft Excel」とする。

また、ファイル数はなるべく3つ以内として1つのフォルダにまとめ、Lzh 形式等により圧縮して送信することを認める。

ファイル形式	・ Microsoft Word ・ Microsoft Excel ・ PDF 形式 ・ RTF 形式
ファイル圧縮形式	・ Lzh 形式、Lha 形式又は zip 形式（自己解凍方式は不可）

(イ) やむを得ず 10MB を超える場合は、10MB の範囲内で電送可能な資料は全て送信するものとし、その際、次表の資料（**別記様式 1－ 1、1－ 2、2、4 及び 5**）については、必ず電子入札システムにより電送すること。

なお、不足分については、電送済みの資料と併せ、提出期間の最終日午前 11 時 30 分（必着）までに持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。

また、参考資料が電送できなかった場合は、CD-R も併せて提出すること。

様 式	名 称	提出形式
-----	-----	------

別記様式 1－1	競争参加資格確認申請書	
別記様式 1－2	競争参加確認資料の提出内容一覧表	
別記様式 2	同種工事の施工実績	
別記様式 4	資本関係又は人的関係に関する申告書	
別記様式 5	企業評価に係る評価項目ごとの該当状況	Excel

(ウ) 詳細は、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）によるものとする。

（東北農政局ホームページ：

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）

キ 紙入札方式により申請書及び確認資料を提出する場合は、紙に印刷したものに併せて、**別記様式 5**を CD-R に収めて提出場所に提出すること。

ク 提出する資料について、既発注工事（令和 8 年度で契約担当官が同一の場合に限る。）で提出した資料と同一となる場合は、**別記様式 1－2**にその旨を記載することにより、同一となる資料の提出を省略することができるものとする。

なお、既発注工事で提出した資料の内容と今回求める内容が異なる場合、又は既発注工事の名称に誤りがある場合は、資料の提出がなかったものとして取扱うものとする。

10 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加資格の確認

ア 競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、別表 1 ④に示す期日までに通知する。

イ 5（1）ウの認定を受けていない者又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、5（1）ア、イ及びオからシまでに掲げる事項を満たしているときは、開札時において 5（1）ウ、エに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において 5（1）ウ、エに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ウ 5（1）オの施工実績及び 5（1）カの配置予定技術者の施工経験は、申請書及び確認資料の提出期限の日までに完成検査を了しているものを認めるものとし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに引き渡しが無了である場合は、開札までに引き渡しが無了していることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時までに引き渡しが無了したことを確認できる資料を提出しなければならない。

(2) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（ア） 提出期限 別表 1 ⑤に示す日時

（イ） 提出方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。

（ウ） 提出場所 3に同じ。

イ 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表 1 ⑥に示す期日までに説明を

求めた者に対し書面により回答する。

(3) 再苦情申立て

ア (2)イの回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、(2)イの回答書を受け取った日から7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して、再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う。

イ 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

(ア) 受付窓口 3に同じ。

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで(行政機関の休日を除く。)

ウ 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
3に同じ。

11 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出期間 別表1②に示す日時

イ 提出方法 **別記様式 13** (ファイル形式「Microsoft Word」)に記載のうえ、ウの提出場所に提出すること。

なお、電子メールにて提出する場合には、送信後にその旨を電話にて連絡し、必ず着信を確認すること。

また、持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着)により提出する場合は、質問をCD-Rに収めて、書面と併せて提出すること。

ファクシミリによるものは受け付けない。

ウ 提出場所 東北農政局津軽土地改良建設事務所工事第二課工事第1係
〒036-0357 青森県黒石市迫子野木3-145-1
電話 0172-40-4360 (内線 301)
Email: thn-shitsumon-ase@maff.go.jp

(2) (1)の質問に対する回答書は、質問を受理した日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日を除く。)に電子入札システムにて回答する。

なお、提出期限の日に受理した質問に対する回答書は、次の期間に回答する。

・期間 別表1③に示す日時

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行弘前代理店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店)又は金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官庁 東北農政局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とする。

13 入札手続等

(1) 入札は、電子入札システムを用いて行うこと。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は、入札書を持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を

加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14 入札書の受領期限等

- (1) 初回の入札

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 入札の締切り 別表1⑦アに示す日時

(イ) その他 システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕をもって入札金額の送信を行うこと。

イ 紙入札方式により持参する場合

(ア) 入札の締切り 別表1⑦イに示す日時

(イ) 提出先 〒036-0357

青森県黒石市迫子野木3-145-1

東北農政局津軽土地改良建設事務所庶務課経理第1係

電話 0172-40-4360（内線103）

(ウ) その他 分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

ウ 紙入札方式により郵送する場合

(ア) 入札の締切り 別表1⑦ウに示す日時

(イ) 送付先 14(1)イの提出先と同じ。

(ウ) その他 分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて郵送すること。

- (2) 再度の入札

初回の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、直ちに再度の入札を行う。

なお、郵送による入札がある場合には、別途連絡する。

15 工事費内訳書の提出

- (1) 工事費内訳書の提出方法

ア 電子入札システムによる場合

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（別記様式6及び別記様式6-1）を電子入札システムにより提出を求める。確認の後、さらに工事費内訳書に対する明細書（別記様式7）の提出を求める場合があるため、速やかに提出できるように準備すること。

イ 紙入札方式により持参する場合

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（別記様式6及び別記様式6-1）の提出を求める。確認の後、さらに工事費内訳書に対する明細書（別記様式7）の提出を求める場合があるため、速やかに提出できるように準備すること。

ウ 紙入札方式により郵送する場合

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（別記様式6及び別記様式6-1）及び工事費内訳書に対する明細書（別記様式7）を表封筒と入

札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

- エ **別記様式 6－1** の提出方法については、(HP) 農林水産省 電子入札センター【受注者】トップページの〈お知らせ〉に『【重要】工事費内訳書に新たに記載すべき経費における様式(Excel)の提出方法について』を掲載しているため、確認し適切に提出すること。

(2) その他

ア 工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないとき又は提出された工事費内訳書に不備があるときは、東北農政局競争契約入札心得第7条に該当するものとして入札を無効とする。

なお、工事費内訳書に不備があるときとは、別表各号に掲げるものに該当すると認められる場合とする。

イ 工事費内訳書は、返却しない。

ウ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

エ 提出された工事費内訳書について、説明を求めることがある。

オ 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

＜別表＞

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されていた場合
4 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

16 開 札

(1) 開札の日時

開札は、次に掲げる日時及び場所において行う。ただし、10(1)により、競争参加資格がないと認められた者から、説明を求められたときは、入札及び開札を延期する。

ア 初回入札の開札

(ア) 日 時 別表1⑧に示す日時

(イ) 場 所 〒036-0357 青森県黒石市追子野木3-145-1

東北農政局津軽土地改良建設事務所 会議室

イ 再度入札の開札

14（２）の場合は、日時及び場所の詳細を別途連絡する。

（２） 開札時の立ち会い

入札参加者が電子入札システムにより入札した場合は、開札時の立会いは不要とするが、承諾を得て紙による入札を行う者は、開札時に立ち会うこと。

なお、紙による入札参加者が１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、分任支出負担行為担当官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

17 入札の無効

本公告及び入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時点において指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他開札時点において５に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

18 落札者の決定方法

（１） ８に定める「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

また、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、１９による配置予定技術者の資格要件を確認した後に、要件を満たした当該者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

19 配置予定の技術者の確認

（１） 配置予定技術者について、建設業法に従って当該工事に配置できるかを審査するため、開札後に評価値が１位の者に対して、競争参加資格要件を満たすことを確認する技術者資料の提出を求める。

なお、技術者資料を提出した者が要件を満たさない場合は、その者の入札を無効とし、評価値が２位の者に技術者資料の提出を求めて要件を確認する。

ア 配置予定技術者の資格要件は５（１）カによる。

イ 技術者資料は次に従い作成し、提出すること。

５（１）カの配置予定技術者の施工経験の確認を行うに当たっては、我が国における同種工事の施工実績をもって行う。

なお、配置予定技術者の同種工事の施工経験については、平成２３年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡し完了しているものに限り記載すること。

（ア） ５（１）カに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験（１件でよい）及び資料提出時における他の工事の従事状況等を別記様式３に

記載すること。ただし、当該工事の工場製作における配置予定技術者と据付工事における配置予定技術者が異なる場合は、それぞれの配置予定技術者を別記様式 3 に記載すること。

なお、5 (1) カ (ア) の実務経験をもって申請する場合は、**別記様式 11** を提出すること。ただし、配置予定技術者が、「鋼構造物工事又は電気工事」に係る監理技術者資格者証を保有している場合は、監理技術者資格者証(両面)の写しを提出することで、別記様式 11 の提出を省略することができる。

(イ) 配置予定技術者の同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し及び工事内容が確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、CORINS に登録されている場合で、工事内容まで確認できる場合は、その写しを添付することにより、契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を提出する必要はない。

(ウ) 配置予定技術者の同種工事の施工経験において、工事期間と従事期間が相違する場合には、工事期間内に当該工事に必要な施工経験を確認できる資料（工事実施工程と工事量及び配置予定技術者の従事期間に関する資料）を提出すること。

また、CORINS 等に従事期間が登録されていない場合は、**別紙－4** の「従事証明書」を代表者名で提出すること。

その従事期間における工事量が当該工事に必要な施工経験を満たさない場合又は全工期に従事していない配置予定技術者が工事の経験が分かる資料を提出しない場合は、施工経験として認めない。配置予定技術者の同種工事の施工経験は、同種工事に該当する工種の施工期間の 3 分の 2 又は 8 か月以上従事した工事とする。

なお、工場製作における配置予定技術者と据付工事における配置予定技術者が異なる場合は、それぞれの施工期間の 3 分の 2 又は 8 か月以上従事した工事とする。

(エ) 実際の施工に当たって技術者資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない場合に限る。

(オ) 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、落札決定までに入札の辞退を**別記様式 10** により速やかに行わなければならない。

(カ) これらの行為を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行う。

ウ 提出方法

(ア) 資料提出の連絡

対象者あてに速やかに連絡する。

(イ) 提出方法

電子メールにて提出する場合には、送信後にその旨を電話にて連絡し、必ず着信を確認すること。

また、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により提出する場合は、資料一式の電子データを CD-R に収めて、書面と併せて提出すること。

(ウ) 提出場所

東北農政局津軽土地改良建設事務所庶務課経理第 1 係

〒036-0357 青森県黒石市迫子野木 3-145-1

電話 0172-40-4360（内線 103）

Email : thn-shitsumon-ase@maff.go.jp

(エ) 提出期限

対象者あてに別途連絡する。

なお、提出後の修正及び再提出は認めない。

また、記載内容が適正でない場合は、入札を無効とする。

(オ) そ の 他

技術者資料は、総合評価における加算点とはしない。

- (2) 落札者決定後、CORINS 等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定の技術者の変更は認められない。

- (3) 落札決定後、落札者となった者は、契約締結までに、配置予定の主任技術者が営業所の専任技術者と重複状況を確認するため、建設業法及び建設業法施行令に基づく書面を提出すること。

なお、営業所の専任技術者が当該工事の技術者を兼任する場合には、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあることを確認するための資料の提出を求める場合がある。

20 契約書作成の要否

工事請負契約書（例）により、工事請負契約書を作成するものとする。

21 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し。

22 支払条件

前金払は、請負代金額の 40%以内とする。ただし、予決令第 86 条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

23 談合等不正行為があった場合の違約金等

- (1) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

イ 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき

ウ 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定

に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき

エ この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

- (2) 受注者が(1)の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

24 契約締結後の技術提案

- (1) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案（以下「契約後VE提案」という。）できる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金の変更を行うものとする。詳細については、特別仕様書等による。
- (2) 契約後VE提案の内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
- (3) 発注者が契約後VE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、契約後VE提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。
- (4) 総合評価落札方式の技術提案事項については、契約後VE提案の対象としない。

25 電子入札システム

- (1) 電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、**別記様式9**にその理由を記載し、承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (2) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に代える場合がある。
- (3) 電子入札システムに係る運用については、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）によるものとする。（東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）
- (4) 電子入札システムについての問い合わせ先

農林水産省 電子入札ヘルプデスク

TEL:048-254-6031（代表）

質問のメールを送信する際には、会社名（機関名）、部署名、役職、氏名、連絡先をご記入下さい。

Email: help@maff-ebic.go.jp

26 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

27 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (2) 入札参加者は、東北農政局競争契約入札心得及び工事請負契約書（例）を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格がないものとするとともに、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、**別記様式 3**に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 競争参加資格確認申請後に申請を取り下げる場合は、**別記様式 10**にその理由を記載し、次の提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

また、競争参加資格確認通知後に参加資格を認められた者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより入札辞退届を提出するとともに、別途、**別記様式 10**にその理由を記載し、次の提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所 東北農政局津軽土地改良建設事務所庶務課経理第1係
〒036-0357 青森県黒石市迫子野木 3-145-1
電話 0172-40-4360（内線 103）

- (6) 別冊図面及び別冊仕様書等

ア 4 (3)「別冊図面及び別冊仕様書等」とは、次の図書とする。

- (ア) 特別仕様書
- (イ) 現場説明書
- (ウ) 図面
- (エ) 東北農政局競争契約入札心得
- (オ) 工事請負契約書（例）

イ アの図書のうち、「東北農政局競争契約入札心得」及び「工事請負契約書（例）」については、東北農政局ホームページ

(<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>) の【発注・入札情報、その他公表事項】よりダウンロードできる。

ウ 競争参加資格確認の通知日において「別冊図面及び別冊仕様書等」の再交付を行う場合がある。

- (7) 当該手続等についての問い合わせ先
3に同じ。

- (8) 被災地域における被災農林漁家等の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災農林漁家等の雇用においては、賃金等の支払いが適正、かつ、遅滞なく行われるよう配慮すること。

- (9) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

ア 受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とししない。

イ 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。

- (ア) 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
- (イ) 工事成績評定等の減点を行う。
- (ウ) 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

ウ イに掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。

(ア) 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

(イ) 工事成績評定等の減点を行う。

(ウ) 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(10) 電子契約システムについて

ア 本件は、契約手続に係る書類の接受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。

イ 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続を希望する者は、紙契約方式への変更承諾（別記様式14）を提出しなければならない。

ウ 電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

(11) 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

(12) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

別表 1 入札手続に係る期間等

①	申請書及び確認資料の提出期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 10 日までの午前 9 時から午後 5 時まで ただし、最終日については、午前 11 時 30 分までとする。（注）
②	入札説明書に対する質問の受領期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 27 日まで（競争参加資格要件等に係る質問については令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 3 日まで）の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで ただし、最終日については午前 11 時 30 分までとする。（注）
③	②に対する回答期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 29 日まで（競争参加資格要件等に係る質問については令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 7 日まで）の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで ただし、開始日はともに午後 3 時からとする。（注）
④	競争参加資格の確認結果の通知 令和 8 年 7 月 24 日までに電子入札システムにより行うものとし、書面による通知は行わない。 ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は書面で通知する。
⑤	競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明要求期限：令和 8 年 7 月 30 日午後 5 時まで
⑥	⑤に対する回答期限：令和 8 年 8 月 5 日まで
⑦	入札書の受領期限：受付開始は令和 8 年 7 月 31 日 午前 9 時から ア 電子入札システムによる入札の締切り：令和 8 年 8 月 6 日 午前 9 時 30 分 イ 紙入札方式により持参する入札の受領期限：アと同じ ウ 郵送による入札の受領期限：令和 8 年 8 月 5 日 午後 4 時
⑧	開札日時：令和 8 年 8 月 6 日 午前 10 時 30 分

（注）行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。

別紙－１ 評価の基準

(簡易Ⅱ型(企業実績重視型))

1 加算点(30点)について

企業評価について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点30点を評価点数の最高点(満点)32.0点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。(加算点＝評価点数の合計値×(加算点の最高点30点／評価点数の最高点(満点)32.0点))

(1) 企業評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価点
① 同種工事の施工経験 全国発注機関における過去10年間(年度)の同種工事の施工実績 同種工事： 「鋼構造物工事又は電気工事」	同種工事の施工実績を有する。 施工規模については問わない。	30
	同種工事の施工実績なし。	0
② ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況	次に掲げるいずれかの認定等を受けている ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。(以下「女性活躍推進法」という。))に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)※1 ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号(以下「次世代法」という。))に基づく認定(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。(以下「若者雇用促進法」という。))に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	0.5
	上記に該当しない。	0

③ 賃上げの実施の表明	令和 8 年 4 月以降に開始する最初の事業年度又は令和 8 年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3 %以上増加させる旨、従業員に表明していること。 【大企業】	1.5
	令和 8 年 4 月以降に開始する最初の事業年度又は令和 8 年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。 【中小企業等】	
	上記に該当しない。	0

① 同種工事の施工経験について

- ・全国発注機関とは、政府調達に関する協定 付属書 I 付表 1 から 3 に掲げる機関（中央政府、地方政府、その他）又は市町村の機関とする。
- ・過去 10 年間（年度）とは、**H28 年度（H28.4.1）～R7 年度（R8.3.31）**までの期間とする。
- ・工事に係る取引において、当該事業者又は当該事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が行った入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に違反した行為が認められた工事は、企業及び技術者の工事实績の評価の対象から除外する。

② ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況について

「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況」は、以下について評価の対象とする。

※1 女性活躍推進法第 9 条又は第 12 条の規定に基づく認定を受けている企業（第 9 条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）

※2 次世代法第 13 条又は第 15 条の 2 の規定に基づく認定を受けている企業、同法第 12 条に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）による改正後の次世代法第 12 条第 5 項の規定に基づき令和 7 年 4 月 1 日以後に策定又は変更を行った企業

※3 若者雇用促進法第 15 の条 2 の規定に基づく認定を受けている企業

③ 賃上げ実施の表明について

「賃上げの実施の表明」について加点を希望する入札参加者は、**企業評価様式 2**の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。共同企業体が加点を受けるには、各構成員による表明が必要である。

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を

行うため、別紙２の１又は別紙２の２の「従業員への賃金引き上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙３）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙４）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙３）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「４期末従業員等の状況」のうち、「計」で除した金額を比較する事により行うこととする。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙３の「合計額」とする。また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票の法定調整合計表」（別紙４）の「１ 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払い金額」欄を「人員」で除した金額により比較する事とする。中小企業にあつては、上記の比較をすべき金額は、暦年単位の場合は別紙４の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記金額と同様に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このこともって上記書類による賃上げ実績の確認に帰ることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙５のとおりである。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合は別途、契約担当官等が通知する原点措置の開始の日から１年間、総合評価落札方式に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む企業体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に１点を加えた点を減点するものとする。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から帰ることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、全年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

（２）企業評価に係る評価項目ごとの該当状況を証明できる資料の提出について

企業評価に係る評価項目ごとの該当状況については、「別記様式５」に記載のうえ、「評価項目ごとの該当状況を証明できる資料」を添付すること。「評価項目ごとの該当状況を証明できる資料」とは次の資料とする。提出された証明書類等の修正、追加は認めないことから提出にあたっては間違いのないよう十分注意すること。

評 価 項 目	評価項目ごとの該当状況を証明できる資料
① 同種工事の施工経験 全国発注機関／過去10 年間（年度）	施工実績が証明できる「工事カルテ」等の写しを提出すること。

② ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況	認定の取得状況を企業評価様式 1－1又は企業評価様式 1－2に記入のうえ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届の写し等）を添付し提出すること。
③ 賃上げ実施の表明	加点を希望する際には、従業員への賃金引上げ計画の表明書（企業評価様式 2）を提出すること。 ※詳細は別紙－ 1－ 1「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点について」を参照のこと。

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和３年11月８日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式による直轄工事においては、以下により賃上げ実施企業に対して加点措置を行うこととする。

１．適用対象

令和４年４月１日以降に契約を締結する総合評価落札方式による直轄工事

２．評価点

評価項目	評価基準	評価点
【企業評価】 賃上げの実施の表明	令和８年４月以降に開始する最初の事業年度又は令和８年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨、従業員に表明している。 【大企業】	標準Ａ型は <u>２点</u> （ヒアリングを実施する場合は <u>２.５点</u> ） 標準Ｂ型は <u>２点</u> 簡易Ⅰ型は <u>１.５点</u> 簡易Ⅱ型は <u>１.５点</u>
	令和８年４月以降に開始する最初の事業年度又は令和８年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を１.５％以上増加させる旨、従業員に表明している。 【中小企業等】	

３．加点を希望する際の提出資料

本項目の加点を希望する入札参加者は、**企業評価様式５「従業員への賃金引上げ計画の表明書」**（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

４．賃上げ実績の確認

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙－１－１－１①又は別紙－１－１－１②の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として、当該事業年（度）分及びその前年（度）分の「法人事業概況説明書」（別紙－１－１－２）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙１－１－３）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年

度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙－１－１－２）の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙－１－１－２の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙－１－１－３）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「㊤ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、暦年単位の場合は別紙－１－１－３の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の確認に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙－１－１－４のとおりである。

(※) 上記資料を提出する際には、受注案件名を記載した任意の書面も併せて提出すること。複数の受注案件がある場合は全ての受注案件を記載して一度に提出することも可能とする。なお、その場合の別紙－１－１－２又は別紙－１－１－３は１件分の提出で構わない。

契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該契約の相手方の事業年度等が終了した後、速やかに東北農政局総務部会計課が確認を行う。本項目で加点を受けた契約の相手方は、上記に示す書類を事業年度等終了月の末日から３ヶ月以内に、東北農政局総務部会計課事業経理調整係に提出するものとする。

なお、実績確認窓口の一元化として、同一の賃上げ実施期間において、複数の部局等（各地方農政局及び農村振興局）に跨がって契約を行った契約相手方は、当該部局等の中から実績整理表の確認の代表窓口となる部局等（以下「代表部局」という。）を任意に選定することができる。この場合において、契約相手方は、賃上げ表明書に記載した事業年度等の終了日までに代表部局を選定した旨を、東北農政局総務部会計課事業経理調整係に連絡するものとし、実績整理表の提出に関する指示を受けるものとする。

問合せ先、提出場所又は提出方法は以下のとおり。

①問合せ先及び提出場所

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１ 仙台合同庁舎A棟
東北農政局総務部会計課事業経理調整係
電話番号 022-263-1111 内線 4227
E-mail : Tohoku_tinage@maff.go.jp

②提出方法

電子メール、持参又は書留郵便等（書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同上第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便）により提出すること。

5. 賃上げ基準に達していない者に対する措置

上記４．の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から１年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に１点を加えた点を減点するものとする。

６．その他留意事項

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 等平均受給額 ①	当年(度)の給与 等平均受給額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

☐	法人事業概況説明書
【算出方法】 「「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)」 ÷ 「「4 期末従業員等の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較 する	

☐	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】 「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」÷ 「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
株式会社〇〇〇〇
(住所を記載)
代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙-1-1-2)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙-1-1-3)の写しを添付してください。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

☐	法人事業概況説明書
【算出方法】 「「10 主要科目」の（労務費＋役員報酬＋従業員給料）」 で算出した給与総額を前年度と比較する	

☐	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】 「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」 で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
 株式会社〇〇〇〇
 (住所を記載)
 代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙-1-1-2)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙-1-1-3)の写しを添付してください。

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6



別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号

法人名	屋号()	事業年度	平成 年 月 日	税務署
	電話()	自社ホームページの有無	(自社ホームページアドレス)	処理欄
法人番号				
1 事業内容	()業	(1) 国内支店・店舗数		(2) 国内子会社の数
	2 支店・子会社の状況	海外支店・店舗数		海外子会社の数
	(1) 国内支店	所在地1	従業員数	うち出資割合が50%以上の海外子会社の数
	(2) 海外支店	所在地2	従業員数	出資割合
4 期末従業員等の状況	(1) 常勤役員			
	(2) 期末従業員			
	(3) 計			
	(4) 計のうち代表者数			
5 PC利用状況	(1) P C の利用形態			
	(2) 会計ソフトの利用等			
	(3) 会計ソフト名			
	(4) メールソフト名			
6 販売形態	(1) 電子商取引			
	(2) 販売チャネル			
	(3) 7 株主又は株式所有異動の有無			
	(4) 8 役員又は役員報酬額の異動の有無			
10 主要科目	売上(収入)高			
	売上(収入)原価			
	期首棚卸高			
	原材料費(仕入高)			
11 代表者に対する報酬等の金額	役員報酬			
	従業員給料			
	交際費			
	減価償却費			
12 代表者に対する報酬等の金額	営業損益			
	特別利益			
	純資産の部合計			
	負債の部合計			

この用紙はとじこまないでください

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

「10 主要科目」「11 代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

注1 (1)の有・売上欄に該当がある場合
注2 運送業においては燃料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
注3 金融業・保険代理業においては、売却金損には未収利息、買掛金損には未払利息を記載してください。
注4 「11 代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

12 事業形態	(1) 兼業の状況		(兼業種目)		(兼業割合)		%		13 主な設備等の状況	
	(2) 事業内容の特異性									
	(3) 売上区分		現金売上		% 掛売上		%			
14 決算日等の状況	売上	締切日		決済日		16 税理士の関与状況				
	仕入	締切日		決済日						
	外注費	締切日		決済日						
	給料	締切日		支給日						
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称					17 加入組合等の状況				
18 18月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収税額		従事員数
	18月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円	人
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	計									
	前期の実績									
19 当期の営業成績の概要										

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

税務署 受付印		令和 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	整理番号	1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹旋	
提出者	住所又は 所在地 (フリガナ) 氏名又は 名称 個人番号 又は 法人番号(注) (フリガナ) 代表者 氏名	電話 (- -)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4 (フリガナ) 作成担当者 作成税理士 署名 電話 (- -)	提出媒体	1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹旋	本店等 一括提出 有 〇 否 〇
			税理士番号			

提出用

〔平成28年1月1日以後提出用〕

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子) 14 FD 15 MO 16 CD 17 DVD 18 書面 30 その他 99

(注)平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)					
区分	人	員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支払金額	源泉徴収税額
(A) 給与、給与等 の総額					
(B) のうち、内閣府 の雇用者の賃金					
(C) 源泉徴収票 を提出するもの					
(D) 災害減免法 により徴収 猶予したもの					
(摘要)					

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)					
区分	人	員	支払金額	源泉徴収税額	(摘要)
(A) 退職手当等 の総額					
(B) のうち、源泉徴収票 を提出するもの					

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)					
区分	個人	個人以外	支払金額	源泉徴収税額	
所得税法第40条に規定する報酬又は料金等					
原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)					
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)					
診療報酬(3号該当)					
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)					
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)					
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)					
契約金(7号該当)					
賞金(8号該当)					
(A) 計					
(B) のうち、支払調書を提出するもの					
区分	件数	支払金額	源泉徴収税額	(摘要)	
(A) のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金					
災害減免法により徴収猶予したもの					

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)			
区分	人	員	支払金額
(A) 使用料等の総額			
(B) のうち、支払調書を提出するもの			
(摘要)			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)			
区分	人	員	支払金額
(A) あっせん手数料の総額			
(B) のうち、支払調書を提出するもの			
(摘要)			

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)			
区分	人	員	支払金額
(A) 譲受けの対価の総額			
(B) のうち、支払調書を提出するもの			
(摘要)			

通信日付印	確認	提出年月日	身元確認
税務署 整理欄		年 月 日	
		区 分	
		A B C D E F G H	

令和 年 分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

整理番号

税務署 受付印		令和 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	提出媒体 1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 幹旋							
提出者	住所又は 所在地	電話 (-)	調書の提出 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	区分	提出媒体	1 給与	2 退職	3 報酬	4 使用	5 譲受	6 幹旋
	(フリガナ)		(フリガナ)								
	氏名又は 名称		作成担当者								
	個人番号 又は 法人番号(注)	※個人番号又は法人番号は複写されません	作成税理士 署名								
	(フリガナ)		税理士番号								
	代表者 氏名		電話 (-)								

控 用

〔平成28年1月1日以後提出用〕

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子) 14 FD 15 MO 16 CD 17 DVD 18 書面 30 その他 99)

〔注〕平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)									
区分	人	員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額				
① 俸給、給与、賞与等の 総 額									
②のうち、内閣府の 日雇労働者の賃金									
③ 源泉徴収票を 提出するもの									
④ 災害減免法により 徴収猶予したもの									
(摘 要)									

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)					
区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	(摘 要)
① 退職手当等 の 総 額					
②のうち、源泉徴収票を 提出するもの					

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)					
所得税法第204条に 規定する報酬又は 料金等	区 分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
原稿料、講演料等の 報酬又は料金(1号該当)					
弁護士、税理士等の 報酬又は料金(2号該当)					
診療報酬(3号該当)					
職業野球選手、騎手、外交員等の 報酬又は料金(4号該当)					
芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金(5号該当)					
ホステス等の 報酬又は料金(6号該当)					
契 約 金(7号該当)					
賞 金(8号該当)					
④ 計					
⑤のうち、支払調書を提出するもの					
区 分	件 数	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	(摘 要)	
⑥のうち、所得税法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金					
⑦ 災害減免法により 徴収猶予したもの					

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)			
区 分	人	員	支 払 金 額
① 使用料等の総額			
②のうち、支払調書を 提出するもの			
(摘 要)			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)			
区 分	人	員	支 払 金 額
① あっせん手数料の総額			
②のうち、支払調書を 提出するもの			
(摘 要)			

5 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表 (376)			
区 分	人	員	支 払 金 額
① 譲受の対価の総額			
②のうち、支払調書を 提出するもの			
(摘 要)			

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊤のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊤㊤のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊤計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊤のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
 - ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

(別紙－１－１－４)

1 確認書類の提出方法

賃上げ実績の確認時に、税理士、公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（別添様式）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

※ 内容について、必要に応じて受注者に確認を行う場合がある。

※ 仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

(1) 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。

(2) 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給、所定内賃金等により評価することも可能。

(3) 入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※ 例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の水増しを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なす場合がある。

※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

(具体的な場合の例)

(各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給、所定内賃金等により評価することも可能)

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、

計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。

- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する)

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和8年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和8年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

(別添様式)

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

（記載例１） 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

（記載例２） 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士、公認会計士等を記載) 氏名 〇〇 〇〇

(添付書類)

- ・ 〇〇〇
- ・ 〇〇〇

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○「えるぼし1段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「えるぼし2段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「えるぼし3段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナえるぼし」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画を策定又は変更（令和7年4月1日以後）している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届の写し等）を添付すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 「えるぼし1段階目」の認定を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 「えるぼし2段階目」の認定を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 「えるぼし3段階目」の認定を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナえるぼし」の認定を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナくるみん認定」を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画を策定又は変更（令和7年4月1日以後）している。【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。【 該当 ・ 該当しない 】

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届の写し等）を添付すること。

(企業評価様式2)

従業員への賃金引上げ計画の表明書

【大企業用】

当社は、8年度(令和8年〇月〇日から令和9年〇月〇日までの当社事業年度) (又は8年(令和8年1月1日から令和8年12月31日))において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度 (又は対前年) 増加率3%以上とすることを表明いたします。

【中小企業等用】

当社は、8年度(令和8年〇月〇日から令和9年〇月〇日までの当社事業年度) (又は8年(令和8年1月1日から令和8年12月31日))において、給与総額を対前年度 (又は対前年) 増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

※暦年の場合は () の記載とする。

【以下は、大企業、中小企業等共通】

年 月 日
株式会社〇〇〇〇
(住所を記載)
代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者から説明を受けました。

年 月 日
株式会社〇〇〇〇
従業員代表 氏名 〇〇 〇〇 印
給与又は経理担当者 氏名 〇〇 〇〇 印

(企業評価様式2 留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業：法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

- 2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

- 3 暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

- 4 発注者において上記2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

- 5 上記4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。

なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

- 6 従業員代表及び給与又は経理担当者の押印が必要です。

(参考)

(簡易Ⅱ型（企業実績重視型）)

総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））について

本工事は、競争参加資格の申請時点において、配置予定技術者の登録及び評価を行わない「総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））」の試行工事です。

本工事の配置予定技術者に係る資料（別記様式3及び技術者の資格要件を確認するため添付資料一式）は、開札後の施工体制確認を行った後に、「評価値」の最も高い者に対して提出を求めます。（施工体制確認後、対象者に別途連絡します。）

申請の段階においては、配置予定技術者に係る資料の提出は必要ありません。詳細につきましては、入札説明書9及び20の記載内容をご確認ください。

(参考)

東北農政局発注工事に係る公表事項について

番号	公表事項	公表内容	公表方法	備 考
1	発注予定工事等情報 公告 東北農政局版	東北農政局が発注する工事等 の見通し	東北農政局ホームページ※1	当面の間、毎月更新します。
2	東北農政局における 施工確保対策	東北農政局が取組んでいる施 工確保に係る対策	東北農政局ホームページ※1	
3	土地改良事業等請負 工事予定価格積算に 用いる資材価格につ いて	一般的に使用される建設資材 の積算単価	①東北農政局ホームページ※1 ②東北農政局設計課で閲覧 ③出先事業（務）所で閲覧	毎月更新します。
4	当該工事の予定価格 積算に用いる資材価 格について	当該工事のみに使用される建 設資材の積算単価	競争参加資格通知の際に入札説明書等ダ ウンロードシステムで配布する。	
5	土地改良事業等請負 工事積算基準及び標 準歩掛等について	予定価格積算に用いている積 算基準及び歩掛	農林水産省ホームページ※2 注1. 農林水産省ホームページに掲載されるま での間は、東北農政局設計課で閲覧	改正の都度更新します。
6	冬期歩掛補正につい て	東北農政局管内の積雪寒冷地 の屋外工事に適用	東北農政局ホームページ※1	R8 年度に改正

※1 東北農政局ホームページ

東北農政局ホームページ>申請・お問い合わせ>発注・入札情報、その他公表事項

【<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>】

※2 農林水産省ホームページ

農林水産省ホームページ>組織・政策>農村振興>設計・施工・入札等>工事・業務関連文書>土地改良積算基準等の改正について

【<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>】

(参考)

「積算参考資料」の取り扱いについて

1 目的

「積算参考資料」は、積算の根拠となる条件、規格、数量等を明記した資料であり、工事の入札契約に際して適正な競争の確保に向けて、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うことが可能となるよう、対象工事に係る競争参加有資格者に配付するものである。

2 「積算参考資料」の取り扱いに関する留意事項

- (1) 「積算参考資料」は、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うために参考として供するものであり、工事請負契約書第1条（総則）で規定する設計図書ではない。
- (2) 「積算参考資料」は、工事請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものではない。
- (3) 「積算参考資料」の内容について、設計図書と齟齬があるなど、入札参加者が見積を行う際に疑義が生じた場合には、入札説明書に示す「入札説明書に対する質問」と合わせて質問書を提出できるものとする。
- (4) 上記に係る質問内容の確認の結果、「積算参考資料」の修正又は補足説明を要する場合は、全ての入札参加者にその内容を入札説明書に示す「質問回答書」をもって回答する。
なお、標準歩掛等に関する質問又は工事請負契約書第1条第3項に該当する事項（設計図書に定めるもの以外の仮設、施工方法等）に対する質問は、回答しない。
- (5) 工事契約後の「工事円滑化会議」、「設計変更確認会議」においては、設計図書等に基づき施工条件等の確認を行うものとするが、その際に「積算参考資料」を用いることを妨げるものではない。

(参考)

「積算参考資料（工程表）」の取扱いについて

1. 目的

本工事は、入札公告時に「積算参考資料（工程表）」として概略工程表を参考配布する試行工事である。

「積算参考資料（工程表）」は、現場条件を踏まえた工程表をあらかじめ明示し、発注者と入札参加者で共有することによって、工事の品質確保に資することを目的に、対象工事に係る競争参加有資格者等に配付するものである。

2. 「積算参考資料（工程表）」の取扱いについて

- (1) 「積算参考資料（工程表）」は、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うために参考として供するものであり、工事請負契約書第1条（総則）で規定する設計図書ではない。
- (2) 「積算参考資料（工程表）」は、工事請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものではない。
- (3) 「積算参考資料（工程表）」の内容についての質問は、原則として受け付けない。ただし、入札に係る質問書の提出期限（入札説明書参照）までの間に、設計図書と「積算参考資料（工程表）」に齟齬があるなど、入札参加者が見積を行う際に疑義が生じた場合に限り、入札説明書（入札説明書に対する質問）により質問することができる。
- (4) 発注者は、「積算参考資料（工程表）」の修正又は補足説明を要する場合において、入札説明書（質問に対する回答）により全ての入札参加者にその内容を通知する。
- (5) 工事契約後の「工事円滑化会議」、「設計変更確認会議」においては、設計図書等に基づき確認等を行うものとするが、その際に「積算参考資料（工程表）」を用いることを妨げるものではない。